月刊　企業再生サポート情報　№０２０

2011.11.15

最近の「セーフティーネット保証５号」の概要について

中小企業診断士　佐々木 文安

中小企業を取り巻く経済環境は、欧州の金融危機に起因する円高の影響などもあり、一向に改善する兆しは見えません。このような中で企業としては、体質改善を進め損益分岐点を引き下げること、資金繰りには十分注意し資金ショートを起こさないことが当面求められております。
そこで、資金調達について最も頼りになる「セーフティネット保証５号」の平成２３年１０月以降の制度について下記の通り紹介させていただきます。

現在でも資金を申し込んでから調達まで１ヵ月以上かかりますので、会計事務所としては顧問先に２～３ヶ月の余裕を持ってアドバイスをして頂きますようお願い致します。

なお、「セーフティネット保証５号」と「東日本大震災復興緊急保証」とは認定基準が異なっていますので（時期によっても異なりますが）、顧問先から資料作成を依頼された場合には、その都度地元市町村に確認してから作成されますようお願いいたします。

（**※よく起きている間違いの事例**：３か月の累積で計算するのか、３か月の平均で計算するのか。何月から計算するのか。前年度の実績で確定申告書に添付した「法人事業概況説明書」記載の月別売上高と試算表の数字が違っている場合、どちらを使うのかなど）

【セーフティネット保証５号の概要】

１．対象者

経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者。
（原則全業種（８２業種）を指定）

２．企業認定基準

（１）最近３か月間の月平均売上高等が前年同期比５％以上減少している中小企業者。

（２）製品等原価のうち２０％を占める原油等の仕入価格が２０％以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

（３）円高の影響によって、原則として最近１か月の売上高等が前年同月比１０％以上減少し、かつその後２か月を含む３か月の月平均売上高等が前年同期比で１０％以上減少することが見込まれる中小企業者。
＊最近２か月の売上高等の実績値とその翌月を含む３か月間の見込値でも可
＊円高による売上高減少の場合は、その理由を記述した書面必要

３．保証限度額、保証割合、保証料率

◇保証限度額　一般保証とは別枠で、無担保無保証８千万円、最大で２億８千万円
◇保証割合　借入額の１００％
◇保証料率　概ね1.0%以下

なお、「東日本大震災復興緊急保証」は以前と変更はありませんが、適用条件が厳しいことから最近利用は減っているようです。
但し、信用保証枠は「セーフティネット保証５号」とは別枠ですので、既存の利用枠が一杯の方はご検討ください。
お分かりにならない場合は、企業再生支援チームにお尋ねください。

以上